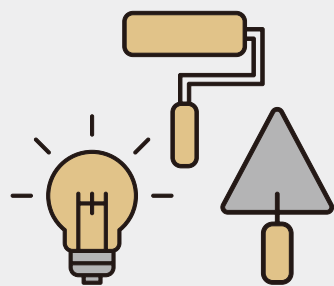


建設業の許可業種を 増やしたい方へのご案内

行政書士法人スマートサイド



〒112-0002

東京都文京区小石川1-3-23 ル・ビジュー 601

行政書士法人 スマートサイド

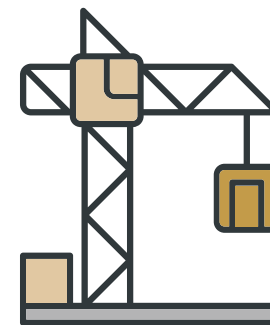
今ある建設業許可に他の業種を増やしたいと思いませんか？

例えば…

内装工事の建設業許可を持っているけど、建築一式工事の建設業許可も必要になった！

電気工事の建設業許可のほかに、電気通信工事の建設業許可を取得するように言われている！

機械器具設置工事の建設業許可のほかに、とび・土工・コンクリート工事の建設業許可が必要になった！



業種追加申請が必要です！

業種追加申請をするには

業種追加申請をする最初の関門は、新たに追加する業種の要件を満たした「専任技術者」が常勤していなければならないことです。

どんなに業種追加したいといっても、専任技術者がいなければ業種追加をあきらめざるを得ない場合もあります。



常勤の専任技術者



非常勤の専任技術者

専任技術者が常勤であることを証明する右のような書類が必要です。
いわゆる「名義貸し」は認められていません。

健康保険証

or

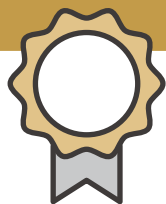
住民税の
特別徴収の
通知書

or

厚生年金の
記録

専任技術者になるには

国家資格者である場合



新たに増やしたい業種の要件を満たした国家資格者（建築士や施工管理技士など）である場合には、そのまま専任技術者となることができます。

国家資格者でない場合

国家資格者でない場合は、**高校・大学などの指定学科の卒業経歴の有無**で条件が変わりますが、専任技術者になることができます。

行政書士法人スマートサイド

指定学科の卒業経歴がある場合



次のいずれかに該当すれば専任技術者となることができます。

- 1) 4年制大学の指定学科（建築科や土木科など）の卒業経歴＋3年の実務経験がある人
- 2) 高校・専門学校などの指定学科（建築科や土木科など）の卒業経歴＋5年の実務経験がある人

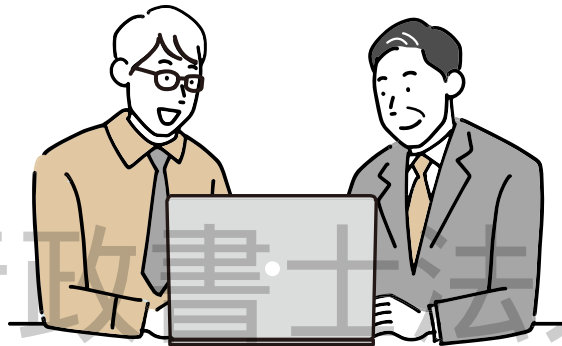
指定学科の卒業経歴がない場合

指定学科の卒業経歴がない場合、業種追加したい工事の**10年の実務経験**を証明しなければなりません。

業種追加申請にかかる費用

有料相談費用

事前相談（必須） 11,000 円



申請費用

行政書士報酬として	165,000 円
行政庁に支払う手数料	50,000 円
法定書類取得の費用	22,000 円

総額合計 237,000 円

下記のようなことを確認し、アドバイスし総合的に新たに建設業許可業種を増やすことができるのかを判断いたします。

- どの国家資格を持っていれば、どの業種を増やすことができるか
- どういう学科を卒業していれば、指定学科に該当し、許可を取得しやすくなるか
- 10年の実務経験を証明できるか
- 社内に専任技術者に該当する人がいるか

建設業許可取得に関する 書籍の出版実績



建設業許可取得のために必要な知識やノウハウ、経験をまとめた書籍を3冊出版しています。いずれも、とてもわかりやすいとご好評をいただいています。

行政書士法人スマートサイドは、このような難易度の高い案件、複雑で証明困難な案件をとても得意としています。

10年の
実務経験の
証明が必要

取締役
に経験者が
必要

国家資格者
の採用が
必要

すぐに
許可が
必要

業種追加 申請が 必要な方へ

「いま持っている建設業許可に、新たな業種を追加するだけなので簡単だ！」というように、勘違いされている方も多いかもしれません。

しかし、業種を追加する（あらたに許可業種を増やす）には、その業種の専任技術者の要件を満たした人員が社内
に常勤していなければなりません。

行政書士法人スマートサイド

専任技術者の要件を充足しているか否かは、

1. 国家資格 2. 指定学科 3. 実務経験の期間

を専門的な見識から総合的に判断しないと難しい
ものです。

少しでも早く許可業種を増やしたいと思っている方
は、ぜひ、行政書士法人スマートサイドまでご依頼
ください。

